

第V章

推進施策

- 1 推進施策について
- 2 推進施策の体系
- 3 推進施策の具体的内容
 - (1) 推進施策
 - (2) 推進施策の達成目標
- 4 重点施策
- 5 推進施策の取り組みによるみどりのイメージ

1 推進施策について

(1) 推進施策体系総括表について

推進施策は、今後、本市がみどりを保全し、創出してくための取り組みのことです。

82ページの推進施策体系総括表は、7つの基本方針と14の施策展開の方向との関連付けを明確にした上で、推進施策を「項目（大柱）」「施策展開項目（中柱）」「推進施策（小柱）」として、体系化して取りまとめたものです。

本章では、この施策体系に沿って具体的な施策（実施事業・制度など）と、その到達目標をまとめました。推進施策の体系化にあたっては、以下の考え方のもとに再整理しました。

- ・「項目（大柱）」とは、施策を「みどりの保全系の施策」「みどりの創出系の施策」「みどりに関する連携・協働系の施策」の3つの属性に大別したものです。
- ・「施策展開項目（中柱）」とは、「項目（大柱）」を、さらに対象となるみどりを地域や状態、みどりの機能、また、法体系や制度などに着目し、区分したものです。
- ・「推進施策（小柱）」とは、「施策展開項目（中柱）」に対応する「具体的かつ個別の事業・制度、取り組みなど」のことです。

なお、「7つの基本方針及び14の施策展開の方向」との関連（どの基本方針・施策展開の方向に基づく事業・制度か）については、62ページの体系図及び82ページの推進施策体系総括表の中で明記しています。

(2) 推進施策体系総括表の見方

総括表における各項目の内容は以下のとおりです。

重点施策

本計画の中で特に重点的に取り組んでいく施策（事業・制度など）

区 分

「継 続」：前計画（平成22年3月見直し）から継続して実施する施策

「拡 充」：前計画（平成22年3月見直し）から内容等を拡充して実施する施策

「新 規」：新たに計画に位置づけ、検討や実施していく施策

取組期間

「短中期」：概ね10年（平成37年度）以内に検討・実施する施策（事業・制度など）

「長 期」：平成37年度以降の長期的な視点で取り組む施策（事業・制度など）

「継 続」：計画策定前から実施しており、継続して取り組む施策

実施主体と関連者

取り組みを実施する主体及び関連者を「国」「県」「市」「市民等（市民・NPO・事業者・土地所有者など）」の区分により明記

担当部署

「県」：施策の所管が神奈川県となるもの

「部局の名称」：施策を所管する本市の部局名（平成28年3月現在の名称）

7つの基本方針～14の施策展開の方向

第Ⅲ章「基本方針」及び第Ⅳ章「施策展開の方向」の何に基づく施策であるかの明記（事業・制度など）

(3) 推進施策における取り組み姿勢について（用語について）

推進施策における取り組みを表す用語の意味は以下のとおりです。

維持：現在の状態や状況を維持していくこと。（面積などを含む）

継続：これまでの施策を継続的に実施していくこと。

連携：各主体が互いに調整・協議しながら、それぞれの役割を果たし事業などを実施していくこと。

検討：市が対象施策について「だれが(主体)・何を(対象)・どのように(手法)」などを明らかにするため、庁内組織における調整や、各主体と調整や協議をしていくこと。

実施・指定・設置

：施策に対する具体的な取り組みに着手し結果を出すこと。

策定：計画などができ上がること。

運用：制度などを実際に活用していること。

推進：計画などに基づき、事業、制度、施設整備などの施策を進めていくこと。

(4) 施策の推進にあたって

本章に掲げた推進施策（事業・制度など）を展開していくためには、市民・NPO・事業者・行政などとの役割分担あるいは連携による取り組み体制や、みどりに対する積極的な取り組み姿勢の強化・向上、効率的かつ効果的な施策の実施が図られるとともに、そのための財源確保に努め、施策推進の実効性を高めていく必要があります。

(5) 目標・指標について

「推進施策の具体的内容」で記載した「目標・指標」「到達目標」は、本計画の目標年度である平成37年度における目標（状態）及び数値指標を記載しています。

(6) 重点施策について

重点施策は、みどりの将来像の実現に向けて、推進施策の中で特に優先的かつ重点的に取り組みを行っていくものです。

詳細は、120ページ参照。

(7) 推進施策の取り組みによるみどりのイメージについて

本計画に位置づけた推進施策を実施することによる、将来の本市における「みどりの状態」のイメージを表したものです。

詳細は、122ページ参照。

(8) その他

「3推進施策の具体的内容」における「本市の指定実績」の数値は、平成26年度末現在の値です。

2 推進施策の体系

推進施策体系総括表 1 / 3

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	NO	推進施策 (小柱)	重点 施策	区分	掲載 ページ
【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策	(1) まとまりのあるみどりを守る	1	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	●	継続	P.86
		2	湘南国際村めぐりの森のみどりの再生に向けた連携		継続	P.87
		3	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全	●	新規	P.87
		4	(仮称) 三浦半島国営公園の誘致の推進		継続	P.88
		5	自然保護奨励金制度による支援の継続		継続	P.88
	(2) 様々な法令に基づき、みどりを守る	6	緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討		拡充	P.89
		7	保安林制度の適切な運用による保全の継続		継続	P.90
		8	自然環境保全地域の土地利用制限の継続		継続	P.90
		9	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進		継続	P.91
		10	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全)		継続	P.92
		11	市民緑地制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	●	拡充	P.92
		12	保存樹木指定の検討		新規	P.93
	(3) 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る	13	生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討	●	拡充	P.93
		14	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》		継続	P.94
		15	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用		拡充	P.95
		16	指定文化財(天然記念物)の保全の継続		継続	P.95
		17	水辺環境の保全と再生の推進		拡充	P.95
		18	里山的環境保全・活用の推進	●	新規	P.96
		19	かがみ田谷戸の再生・活用の推進	●	新規	P.96
		20	外来生物対策の推進	●	新規	P.97
		21	多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討	●	新規	P.97
	(4) みどりの安全性を高める	22	極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討	●	拡充	P.98
		23	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施		新規	P.98
	(5) 市街地のみどりを守る	24	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	●	継続	P.99
		25	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	●	継続	P.100
		26	民有樹林地の保全手法の検討	●	新規	P.100
		27	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討		拡充	P.101
		28	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討		継続	P.101
	(6) 農地のみどりを守る	29	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続		継続	P.102
		30	生産緑地のみどりの維持の継続		継続	P.103

・区分【継続】：前計画から継続して実施していく施策
 【拡充】：前計画から内容等を拡充し実施する施策
 【新規】：新たに位置づけ検討・実施する施策
 ・主体と関連：国、県、市、市民等の役割を「主体■」「関連□」で表したものを
 ・取組期間【短中期】：概ね10年(平成37年まで)以内に取り組み等を開始するもの
 【長期】：長期的展望で検討・取り組んでいくもの
 【継続】：計画策定前から実施しており、継続して取り組む施策
 ・担当部署：施策の取り組みを行う主な所管（平成28年3月現在の名称）

取組期間	主体■ 関連□				担当部署	7つの基本方針と14の施策展開の方向													
	国	県	市	市民等		方針1		方針2		方針3		方針4		方針5		方針6		方針7	
						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
継続			■	□	環境政策部					○								○	○
継続		■	■	■	県/環境政策部	○				○				○				○	
継続		□	■	□	環境政策部					○								○	○
継続	□	■	■		県/環境政策部					○	○			○	○			○	○
継続		■	□	■	県/環境政策部														○
長期			■	□	環境政策部					○		○					○	○	○
継続		■	□	□	県/経済部・環境政策部				○									○	○
継続		■	□	□	県/環境政策部					○								○	○
継続			■	□	環境政策部							○					○	○	
継続			■	■	環境政策部							○					○		
継続			■	■	環境政策部	○						○	○						
短中期			■	■	都市部・環境政策部	○	○										○		
短中期		□	■	□	全庁		○			○									○
継続			■	■	環境政策部					○								○	
継続			■		教育委員会・環境政策部					○								○	
継続		■	■		県/教育委員会					○								○	
短中期			■	□	全庁	○	○			○	○								
継続			■	■	環境政策部	○	○		○	○			○	○					○
短中期			■	■	環境政策部	○	○			○			○	○					○
継続		□	■	■	全庁	○	○			○									
短中期			■	□	経済部・環境政策部		○			○	○			○					
短中期			■	□	環境政策部		○		○	○							○		
短中期			■		全庁				○										
継続			■	■	環境政策部	○				○	○	○				○	○	○	
継続			■	■	環境政策部					○		○				○	○	○	○
短中期			■	■	土木部・環境政策部	○			○	○	○	○				○	○	○	
短中期			■	□	都市部・教育委員会・環境政策部	○	○					○				○			
長期			■	■	都市部・環境政策部				○		○	○				○		○	
継続			■	□	経済部												○	○	
継続			■	□	経済部・環境政策部							○	○					○	

推進施策体系総括表 2 / 3

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	NO	推進施策 (小柱)	重点 施策	区分	掲載 ページ
【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策	(1) 身近にふれあえるみどりの充実	31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討	●	拡充	P.104
		32	(仮称) 長坂緑地の活用手法の検討	●	新規	P.105
		33	都市公園等の安全・安心対策の推進	●	拡充	P.105
		34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進	●	拡充	P.105
		35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進		拡充	P.106
		36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進		新規	P.106
		37	歴史的資産と一体となったみどりの積極的な活用の推進	●	拡充	P.106
		38	横須賀エコツアーの推進	●	新規	P.107
	(2) 公共施設のみどりをつくる	39	【港湾】 港湾緑地などの維持・整備の推進		継続	P.108
		40	【道路】 道路のみどりの維持と緑化の推進		継続	P.108
		41	【河川】 河川環境の整備の推進		継続	P.108
		42	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	●	拡充	P.109
	(3) 民有地のみどりをつくる	43	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(緑化)		継続	P.109
		44	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	●	継続	P.110
		45	記念植樹の促進に向けた検討		新規	P.110
	(4) 様々な法令や制度に基づき、みどりをつくる	46	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進		継続	P.111
		47	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》		継続	P.112
		48	都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討《みどりの基本条例関連》	●	拡充	P.112

推進施策体系総括表 3 / 3

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	NO	推進施策 (小柱)	重点 施策	区分	掲載 ページ
【Ⅲ】みんなのみどりを保全・創出するための推進施策	(1) みどりを次世代に引き継いでいく	49	継承の森における活動の推進	●	新規	P.113
		50	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	●	継続	P.113
		51	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進		新規	P.114
		52	自然に関する環境教育・環境学習の実施		継続	P.114
		53	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	●	拡充	P.114
		54	みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討		新規	P.115
	(2) 様々な主体との連携	55	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	●	新規	P.115
		56	産・学・官の連携によるプログラムの検討		新規	P.115
	(3) みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす	57	みどりの積極的な活用の推進		継続	P.116
		58	市民による花いっぱい運動の実施		継続	P.116
		59	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	●	新規	P.117
		60	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進		継続	P.117

・区分【継続】：前計画から継続して実施していく施策
 【拡充】：前計画から内容等を拡充し実施する施策
 【新規】：新たに位置づけ検討・実施する施策
 ・主体と関連：国、県、市、市民等の役割を「主体■」「関連□」で表したものを
 ・取組期間【短中期】：概ね10年(平成37年まで)以内に取り組み等を開始するもの
 【長期】：長期的展望で検討・取り組んでいくもの
 【継続】：計画策定前から実施しており、継続して取り組む施策
 ・担当部署：施策の取り組みを行う主な所管（平成28年3月現在の名称）

取組期間	主体■ 関連□				担当部署	7つの基本方針と14の施策展開の方向													
	国	県	市	市民等		方針1		方針2		方針3		方針4		方針5		方針6		方針7	
						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
短中期			■		環境政策部					○	○	○	○	○		○	○	○	
短中期			■		環境政策部					○			○	○			○	○	○
継続			■		環境政策部			○	○				○				○		
継続			■		環境政策部							○	○	○					
継続			■		環境政策部					○		○	○	○					
短中期			■		環境政策部										○				
短中期			■		教育委員会・環境政策部									○			○		
継続			■	■	環境政策部		○								○				
継続			■		港湾部					○	○			○					
継続	□	□	■		土木部					○	○	○				○			
継続		□	■		土木部					○	○								
継続	□	□	■		全庁			○		○	○	○	○			○			
継続			■	■	環境政策部							○				○			
継続			■	■	環境政策部							○				○		○	
短中期			■	■	全庁	○	○					○							
継続			■	■	全庁						○	○				○		○	
継続			□	■	環境政策部	○	○			○		○				○		○	
長期			■		全庁					○		○				○		○	

取組期間	主体■ 関連□				担当部署	7つの基本方針と14の施策展開の方向													
	国	県	市	市民等		方針1		方針2		方針3		方針4		方針5		方針6		方針7	
						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
継続			■	□	環境政策部	○	○			○	○				○		○	○	
継続			■	□	環境政策部	○	○												
短中期			■	□	全庁	○	○												
継続			■	■	教育委員会・環境政策部	○	○			○									
短中期			■		環境政策部	○	○								○				
短中期			■	□	環境政策部	○	○												
継続		□	■	□	環境政策部						○							○	○
短中期			■	■	環境政策部	○	○												
継続			■	■	全庁						○			○					
継続			□	■	環境政策部	○	○					○				○			
継続			□	■	環境政策部	○	○												
継続			■	■	土木部・環境政策部	○	○												

3 推進施策の具体的内容

(1) 推進施策

項目（大柱）：【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）

1 まとまりのあるみどりを守る

三浦半島の骨格を形成する丘陵のみどりを守り、再生するための施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《1》近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続

重点施策

○継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

○関連する基本方針と施策展開の方向：3 (5)、7 (13) (14)

■近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域とは、首都圏近郊の骨格となる丘陵のみどりの保全を図り、住民の健全な心身の保持、公害・災害の防止等を目的とした区域。一定の土地利用行為の規制により、土地利用との調和を図りながらみどりの保全を図る。

本市の指定実績：2区域 1,012.0ha 衣笠・大楠山近郊緑地保全区域（685.0ha）
武山近郊緑地保全区域（327.0ha）

■近郊緑地特別保全地区

近郊緑地特別保全地区とは、良好な自然環境を形成している緑地を現状凍結的に保全するため「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、都市計画で定める地域地区の一つ。土地造成や建築等の行為に対する強い制限があり、その代償として「都市緑地法」第17条に基づく土地の買取り制度等がある。

規制行為：建築物等の新築・改築又は増築、宅地の造成等の行為の制限。

優遇措置：固定資産税・都市計画税・相続税等の優遇

買取り：行為の不許可により土地利用に著しい支障をきたし、土地所有者から買入れの申出があった場合、買取りを行うこととなる。

本市の指定実績：2地区 244ha 衣笠・大楠山地区（49.5ha）武山地区（194.5ha）

●方針等

「首都圏近郊緑地保全法」及び「都市緑地法」に基づき、土地利用行為の規制や制限を行い、みどりの保全を図る。また、特別地区において、不許可処分となった土地の所有者から申し出があった場合には、土地の買取りに向けた手続きを実施する。

さらに、長期的には、取得した樹林地の維持管理手法を検討するとともに、市民がみどりにふれあい、親しむことができる場とするこの可能性について検討していく。

●目標

・現状維持：2地区 1,012.0ha
（特別地区244ha）

①衣笠・大楠山近郊緑地保全区域
685.0ha（特別地区49.5ha）

②武山近郊緑地保全区域
327.0ha（特別地区194.5ha）

・土地利用規制及び制限の実施
・パトロールの実施

○担当部署：環境政策部



《2》湘南国際村めぐりの森のみどりの再生に向けた連携

- 継続事業 ○実施主体：県、市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1)、3 (5)、5 (9)、7 (13)

●方針等

湘南国際村めぐりの森は、近郊緑地保全区域内にあり、土地所有者である神奈川県によって「湘南国際村改定基本計画（県）」や「湘南国際村めぐりの森づくり事業計画」に基づき、みどりの再生活動が行われている。県が主体となり横須賀市や市民団体等で構成される「湘南国際村めぐりの森保全活用協議会」に参加し、湘南国際村めぐりの森全体のみどりの再生や保全（大楠緑地・子安緑地を含む）に向け、連携を図る。

●目標

- ・調整、連携の継続
- 担当部署：県、環境政策部



湘南国際村めぐりの森

《3》「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全

重点施策

- 新規事業 ○実施主体：市 ○関連者：県、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3 (5)、7 (13) (14)

■重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区

重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区とは、「都市緑地法」第4条第2項に基づき、特別緑地保全地区以外の区域で「緑の基本計画」の策定項目として定める「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。風致景観の保全、生物多様性の確保、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等において、多様な手法の組み合わせにより緑地の保全を図るべき必要があると認められるものについて定める。

●方針等

大楠緑地及び子安緑地を、「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」と定め、今後も良好なみどりの保全に向け、連携を図る。

(保全の方針)

- ・市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは協働による緑地保全を推進する。
- 目標
 - ・調整、連携の実施
- 担当部署：環境政策部



重点的に緑地の保全に配慮を加える地区

《4》(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進

- 継続事業 ○実施主体：県、市 ○関連者：国
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3 (5) (6)、5 (9) (10)、7 (13) (14)

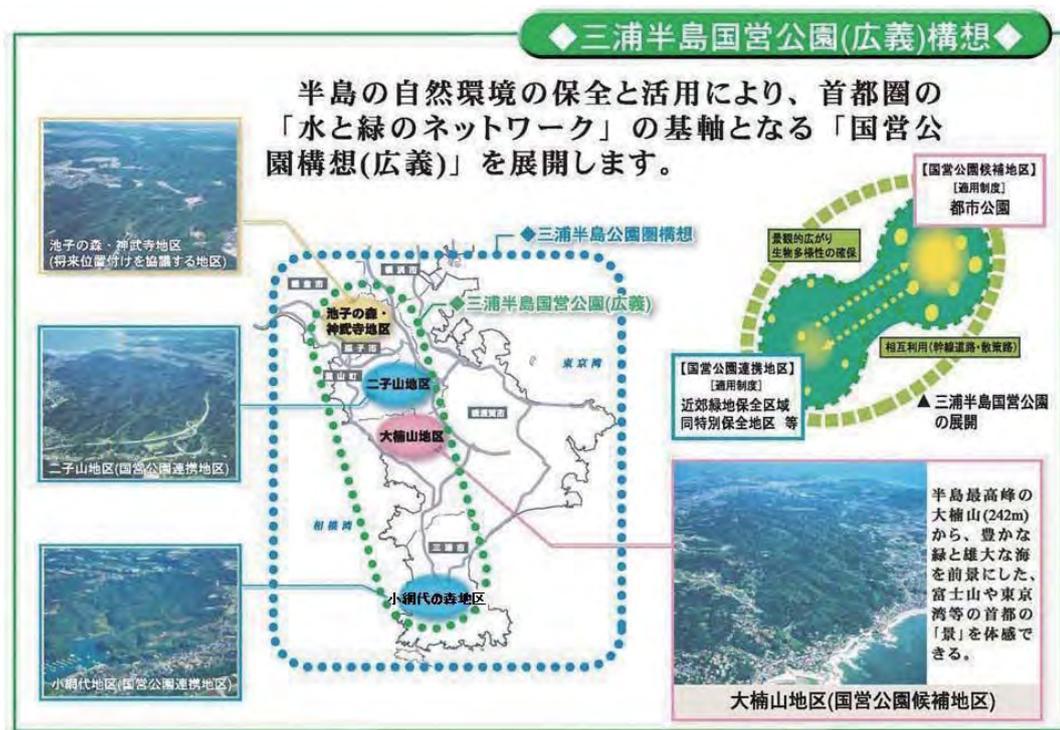
●方針等

三浦半島の骨格となる丘陵のみどりを守り、再生し、活かしながら重要な財産として次世代に残していくための手法として国に設置を要望している「三浦半島国営公園」の誘致実現に向け、神奈川県を事務局とする「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」の活動に参加し、イベントの開催や要望活動を行う。

●目標

- ・誘致活動の継続
- ・連携の継続
- ・(長期的視点) 国営公園の誘致

- 担当部署：県、環境政策部



三浦半島国営公園構想

出典：神奈川県HP

《5》自然保護奨励金制度による支援の継続

- 継続事業 ○実施主体：県、市民等 ○関連者：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：7 (14)

■自然保護奨励金制度

自然保護奨励金制度とは、地域制緑地(近郊緑地保全区域・風致地区等)内の樹林地を有する土地所有者に対し奨励金を交付し保全を支援する制度。

●方針等

自然保護奨励金制度(神奈川県事業)により、民有地のみどりの保全や適切な管理が行われるよう、神奈川県と連携を図る。

●目標

- ・連携の継続

- 担当部署：県、環境政策部

項目（大柱）：【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）

2 様々な法令に基づき、みどりを守る

各種の法令に基づく地域制緑地等の指定により、骨格となる丘陵のみどりを守るとともに、みどりと調和したまちづくりを推進するための施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《6》緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討

- 拡充事業 ○取組期間：長期 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
○関連する基本方針と施策展開の方向：3（5）、4（7）、6（12）、7（13）（14）

■緑地保全地域

緑地保全地域とは、里地や里山など都市近郊の比較的大規模な緑地を、届出制という比較的緩やかな行為規制により、一定の土地利用との調和を図りながら適正に保全することを目的として、「都市緑地法」第5条に基づき、都市計画で定める地域地区の一つ。

指定対象：以下のいずれかに該当

- ・無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの。
- ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの。

規制行為：建築物等の新築・改築又は増築、宅地の造成等の行為の届出。

優遇措置：なし

買取り：なし

本市の指定実績：指定実績なし

■特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、都市の無秩序な拡大の防止のための緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地等となる緑地を現状凍結的に保全することを目的として、「都市緑地法」第12条に基づき、都市計画で定める地域地区の一つ。

指定対象：以下のいずれかに該当

- ・無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの。
- ・神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、または伝承もしくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的または文化的意義を有するもの。
- ・風致または景観に優れていること、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するために必要なもの
- ・動植物の生息地または生育地として適正に保全する必要があること、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するために必要なもの

規制行為：建築物等の新築・改築又は増築、宅地の造成等の行為の制限。

優遇措置：固定資産税・都市計画税・相続税等の優遇

買取り：行為の不許可により土地利用に著しい支障をきたし、土地所有者から買入れの申出があった場合、買取りを行うこととなる。

本市の指定実績：指定実績なし

●方針等

豊かな自然環境が残るみどりや景観的に貴重な緑地を守る手法の候補として、緑地保全地域制度の指定に関して検討していく。また、現状凍結的な保全が必要となる場合には、特別緑地保全地区制度の指定に関して検討していく。

●目標

- ・必要に応じ、制度の導入に向けた検討

○担当部署：環境政策部

《7》保安林制度の適切な運用による保全の継続

- 継続事業 ○実施主体：県 ○関連者：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：2 (4)、7 (13) (14)

■保安林

保安林とは、土砂の流出の防備や公衆の保健等、国土の保全及び快適な生活環境の維持を図るため、「森林法」に基づき指定する特に重要な森林。(事務所管＝神奈川県)

指定目的：土砂の流出の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存、潮害防備等

規制行為：立木の伐採・損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石、樹根の採掘・開墾その他の土地の形質の変更等の行為の制限。

優遇措置：固定資産税の優遇、相続税の減免

本市の指定面積：52.8ha

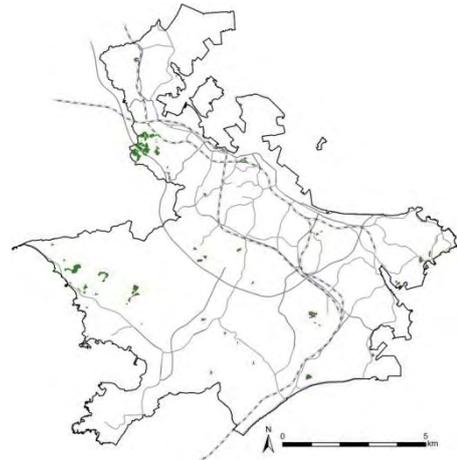
●方針等

「森林法」に基づき、保安林が適切に管理されることや、新たな指定の案件が生じた際の指定に向けた調整などに関し、必要に応じて神奈川県と連携を図る。

●目標

- ・現状維持：52.8ha
- ・必要に応じ、新規指定に向けた県との連携

○担当部署：県、経済部・環境政策部



保安林

《8》自然環境保全地域の土地利用制限の継続

- 継続事業 ○実施主体：県 ○関連者：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3 (5)、7 (13) (14)

■自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、良好な自然環境を有している緑地の適正な保全を推進するために、「自然環境保全条例(県)」に基づき指定された地域。(事務所管＝神奈川県)

指定目的：豊かで貴重な自然を有する優れた天然林、植物・野生動物の生息地等の地域を指定。1カ所あたりの指定最低面積は、原則として優れた天然林は5ha、植物の自生地等は1ha。

規制行為：建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾・その他の土地の形質の変更、鉱物の採掘・土砂の採取、水面の埋立て又は干拓等の行為の制限。

本市の指定面積：1地区 4.9ha (普通地区：田浦大作自然環境保全地域)

●方針等

「自然環境保全条例(県)」に基づき、自然環境保全地域が適切に保全されることについて、必要に応じて神奈川県と連携を図る。

●目標

- ・現状維持：1地区 4.9ha
田浦大作自然環境保全地域

○担当部署：県、環境政策部



自然環境保全地域

《9》風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進

- 継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：4 (7)、6 (11) (12)

■風致地区

風致地区とは、都市の風致を維持し、自然と調和したまちづくりを進めるため、都市計画に定める地域地区の一つ。宅地造成や建築行為等を行う場合、「風致地区条例（市）」に規定する基準（建築物の高さ・壁面の後退・緑化率・色彩等）に基づき、行為の規制を行っている。

指定要件：都市の風致を維持する優れた景観や自然環境（樹林地・水辺等）が残る区域、良好な住環境を維持している区域。

- ・第1種風致地区…特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある区域。
- ・第4種風致地区…自然環境の維持、復元により周辺の自然環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある区域。

規制行為：建築物等の新築・改築、宅地造成、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為制限。

本市の指定実績：5地区 1,355.7ha

塚山地区	26.8ha	第1種 (5.6ha)	第4種 (21.2ha)
衣笠・大楠山地区	682.0ha	第1種 (3.4ha)	第4種 (678.6ha)
浦賀半島地区	284.0ha	第1種 (103.6ha)	第4種 (180.4ha)
武山地区	326.7ha	第1種 (34.5ha)	第4種 (292.2ha)
荒崎地区	36.2ha		第4種 (36.2ha)

●方針等

風致地区条例（市）及び関係法令に基づき、土地利用行為の規制や指導等を行い、風致に優れたみどりの保全を図る。また、必要に応じて、新規指定や拡大指定に関して検討していく。

●目標

- ・現状維持：5地区、1,355.7ha
- ・土地利用制限の継続
- ・パトロールの実施
- ・必要に応じ、新規指定等の検討

- 担当部署：環境政策部



《10》土地利用調整関連条例（市）の適切な運用（保全）

- 継続事業 ○実施主体：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：4（7）、6（11）

■土地利用調整関連条例（市）

土地利用調整関連条例（市）とは、「土地利用基本条例（市）」に基づく条例体系で、本市における土地利用上の課題に対応するために整備されたもの。土地利用に際する緑地保全・敷地内緑化においては、「適正な土地利用の調整に関する条例（市）」等に規定する基準に基づき調整が行われる。

●方針等

「適正な土地利用の調整に関する条例」（市）に基づき、土地利用時における斜面緑地などの保全やみどりと調和した土地利用となるよう調整を図る。

●目標

- ・適切な指導の継続

- 担当部署：環境政策部

《11》市民緑地制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》

重点施策

- 拡充事業 ○実施主体：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1（1）、4（8）、5（9）

■市民緑地制度

市民緑地制度とは、「みどりの基本条例」に規定する制度で、「都市緑地法」第55条に基づき、樹林地や人工地盤・建築物等を含む民有地のみどりを所有者と市が契約を締結し、その緑地または緑化施設を市民に公開する制度。これによりみどりが守られるとともに、市民の憩いの場、散策やみどりにふれあう場が創出される。

設置要件：都市計画区域内にある、土地、人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面積の合計が300㎡以上の一団の土地等の区域。現況が緑地でない土地であっても、植樹等を行い緑地とした場合においては、市民緑地として設置が可能。

優遇措置：固定資産税・都市計画税・相続税等の優遇

本市の指定実績：1地区 0.6ha 長坂5丁目市民緑地

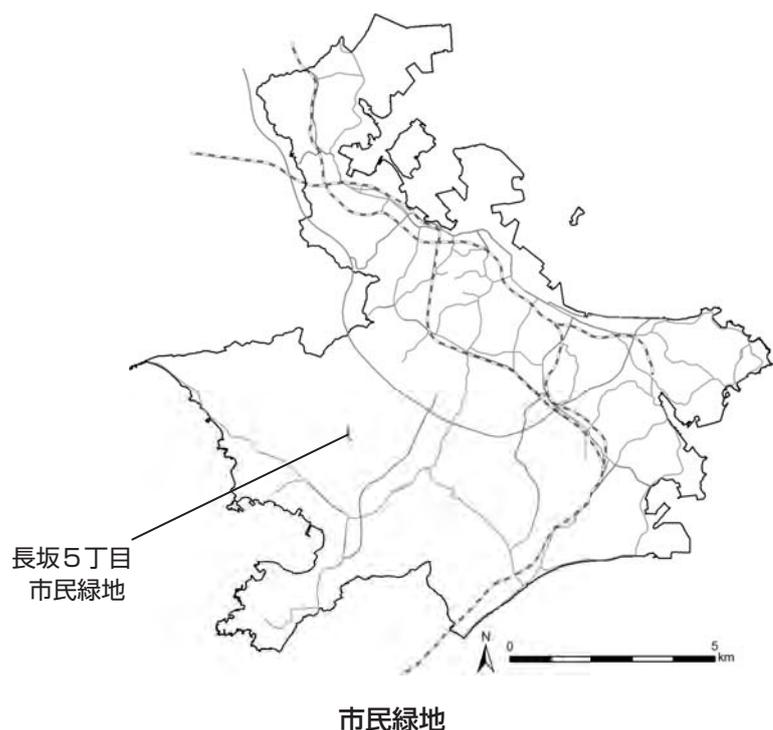
●方針等

市民緑地の新たな候補地の検討を行うとともに、既設置緑地の適切な維持管理を行い、市民がみどりにふれあえ親しめる場の充実を図る。

●目標

- ・必要に応じ、新規候補地の検討
- ・既設置緑地の適切な維持管理の実施

- 担当部署：環境政策部



《12》保存樹木指定の検討

- 新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)、6 (11)

●方針等

潜在自然植生などの貴重な樹木や景観的に重要な樹木を保存する手法を検討していく。

●目標

- ・保全手法の検討

- 担当部署：都市部・環境政策部

項目（大柱）：【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）

3 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る

自然環境を支えるみどりを守り、再生するとともに、三浦半島の生態系を守るための施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《13》生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討

重点施策

- 拡充事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市 ○関連者：県、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (2)、3 (5)、7 (14)

■生物多様性の確保に向けた調査

生物多様性の確保に向けた調査とは、多様な生物及びその生物の生息・生育・繁殖の場の現況や課題を把握する調査で、この結果を市民が自然とより親しめるよう「身近な自然の保全とふれあい推進事業」におけるマップづくり等で活用するとともに、生物多様性の確保に関する地域における取り組みの検討が必要となった際の基礎資料とする。

●方針等

生物多様性の確保に向けて、様々な自然環境の調査を行うとともに、保全に向けた手法に関して検討していく。また、「誰が何を取り組むか」など、具体的な行動の考え方についても検討していく。

●目標

- ・身近な自然の保全とふれあい推進事業の推進
- ・保全、行動手法の検討

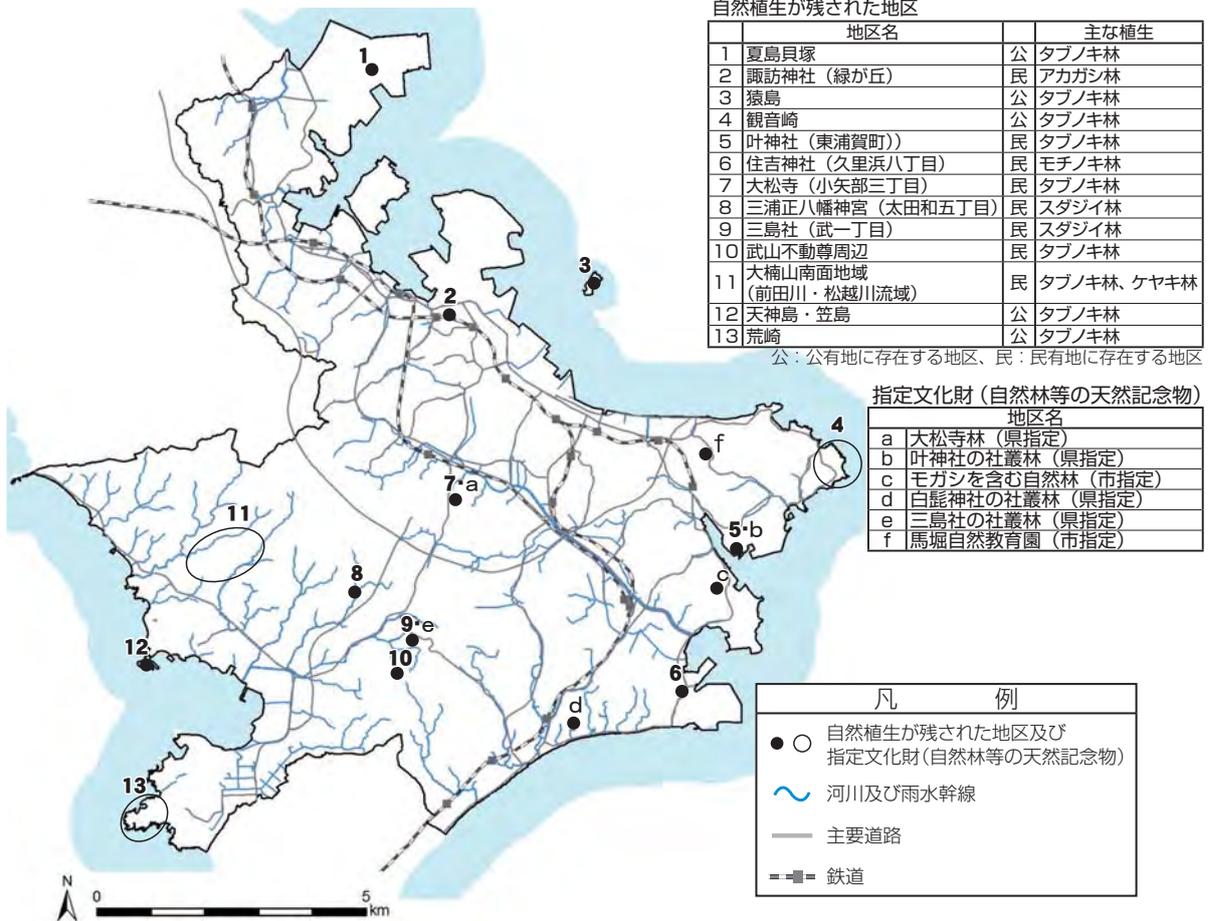
- 担当部署：全庁

《14》自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》

- 継続事業 ○実施主体：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3（5）、6（12）

■よこすかの植生

「よこすかの植生」とは、平成12年度に本市が市域全域を対象に実施した植生調査結果のこと。本調査により、市内の13地区に自然植生が残っていることが明らかとなった。これらの自然植生の保全に向け、「文化財保護条例（県）」、「文化財保護条例（市）」、「自然林保全制度」及び「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」などの運用により、保全に努めている。



自然植生が残された地区及び自然林等の天然記念物

■自然林保全制度

自然林保全制度とは、「みどりの基本条例」に規定する制度で、「よこすかの植生」により明らかとなった私有地内に残る自然植生の内、既に文化財の指定など、保護を目的とする制度の指定を受けていない箇所、かつ、今後、土地利用の可能性のある地区を対象に、土地所有者と保全契約を締結し、みどりを保全する制度。

保全契約実績：3地区（住吉神社、大松寺、三浦正八幡神宮）

●方針等

私有地に存在する自然植生（自然植生が残された地区6,7,8）を保全するため、「自然林保全制度」を適切に運用する。

●目標

- ・保全契約の継続：3地区

○担当部署：環境政策部

《15》「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用

- 拡充事業 ○実施主体：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3（5）、6（12）

■公共施設における自然植生の保全に向けた考え方

「よこすかの植生」により明らかとなった公共施設内に残る自然植生を保全するための「保全配慮指針」で、「諏訪公園」「荒崎公園」「猿島公園」「夏島貝塚」「天神島臨海自然教育園」で策定している。策定にあたっては、市民活動団体及び市博物館の協力を得て、現地調査を行った。なお、「県立観音崎公園」は、施設管理者である神奈川県により保全が行われている。

●方針等

「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」を適切に運用し、公園などにおける自然植生（自然植生が残された地区1、2、3、12、13）を保全する。

●目標

- ・適切な運用

- 担当部署：教育委員会・環境政策部

《16》指定文化財（天然記念物）の保全の継続

- 継続事業 ○実施主体：県、市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3（5）、6（12）

●方針等

「文化財保護条例（県）」及び「文化財保護条例（市）」に基づき、神奈川県と連携しながら既指定の天然記念物の自然林の保全を継続して行っていく。

●目標

- ・指定地区の継続：6地区

- 担当部署：県、教育委員会

《17》水辺環境の保全と再生の推進

- 拡充事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1（1）（2）、3（5）（6）

●方針等

多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるビオトープやため池、自然海岸などの水辺環境の保全を行うとともに、公園や学校などの整備等の際は、ビオトープの整備や再生に関して検討していく。また、ビオトープにおける生態系に配慮した水辺環境づくりや維持管理に関するサポート体制に関して検討していく。

●目標

- ・ビオトープやため池の保全
- ・ビオトープの整備、再生、維持管理におけるサポート体制の検討

- 担当部署：全庁

《18》 里山的環境保全・活用の推進

重点施策

○新規事業 ○実施主体：市、市民等

○関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)、2 (4)、3 (5)、5 (9) (10)、7 (14)

■里山的環境保全・活用事業

里山的環境保全・活用事業とは、市民が身近に自然環境とふれあい、その自然環境をより良い状態としていくために、田畑・水路・ため池・雑木林などの環境を有する里山的環境を市民・事業者・行政が連携しながら保全・活用する事業。

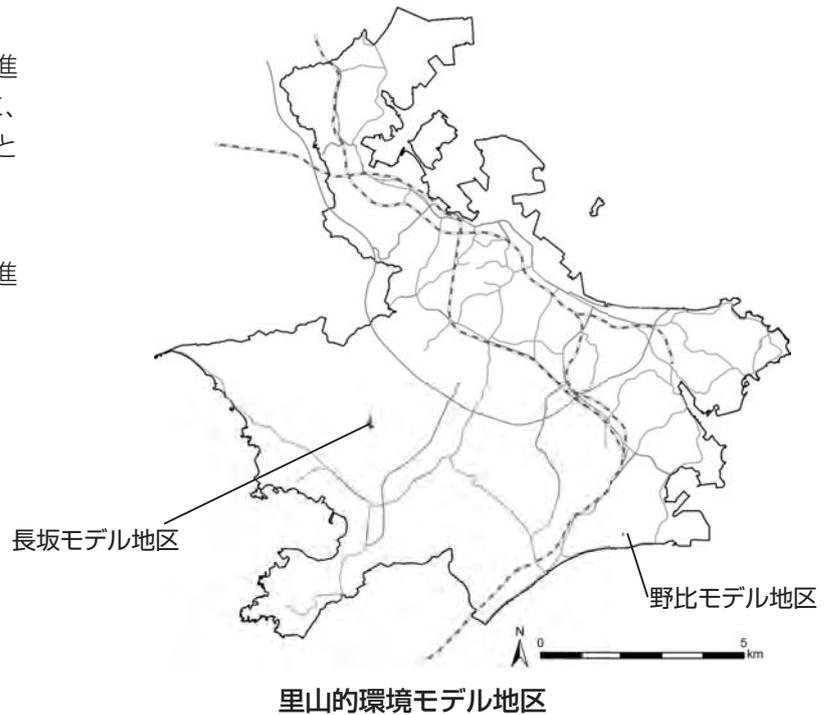
●方針等

里山的環境保全・活用事業を推進し、生物多様性を確保するとともに、人々が身近な自然にふれあえる場と機会を創出する。

●目標

・里山的環境保全・活用事業の推進

○担当部署：環境政策部



《19》 かがみ田谷戸の再生・活用の推進

重点施策

○新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市、市民等

○関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)、3 (5)、5 (9) (10)、7 (14)

■かがみ田谷戸

かがみ田谷戸とは、里山的環境保全・活用事業の新たな活動の場とする野比のかがみ田谷戸の一部のことで、里山的環境を再生し、生物多様性の確保を行うとともに、市民が身近な自然環境にふれあうことができるよう活用していく。

●方針等

「かがみ田谷戸」の里山的環境の再生・活用を行い、生物多様性を確保するとともに、人々が身近な自然にふれあえる場と機会を創出する。

●目標

・再生、活用事業の推進

○担当部署：環境政策部



《20》 外来生物対策の推進

重点施策

- 新規事業 ○実施主体：市、市民等 ○関連者：県
○関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)、3 (5)

■特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

外来生物法とは、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とした法律で、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

本市の特定外来生物捕獲実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
アライグマ	390頭	326頭	441頭	197頭	198頭
台湾リス	1,640頭	1,805頭	2,504頭	1,564頭	2,623頭

■アライグマ

農作物への影響：スイカ、ミカン、トウモロコシ、キャベツ など
暮らしへの影響：家屋への損傷や感染症の媒介の可能性など
生態系への影響：餌とする両生類や甲殻類など外来種の生息数が減少する

■台湾リス

農作物への影響：ミカン、キャベツ、ユズ、ハッサク など
暮らしへの影響：樹液をなめるため樹皮を剥ぐ、電線をかじるなど
生態系への影響：樹木の枯死や、昆虫や野鳥の卵が食べられる

●方針等

生態系に対する影響や生活・農業被害の低減を図るため、哺乳類の特定外来生物等（アライグマ・台湾リス・ハクビシン）の排除を行うとともに、三浦半島の生態系に影響を及ぼしている植物の特定外来生物等（オオキンケイギク・トキワツユクサなど）の排除を目指し、体制や手法などを検討していく。また、外来生物による生態系への被害状況や防除の必要性について、市民に広く周知し、防除への啓発等を図る。

●目標

- ・アライグマ・台湾リス・ハクビシンの防除の推進
- ・オオキンケイギク・トキワツユクサなどの排除に向けた手法の検討
- ・外来生物対策に関する情報発信

○担当部署：全庁

《21》 多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討

重点施策

- 新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
○関連する基本方針と施策展開の方向：1 (2)、3 (5) (6)、5 (9)

●方針等

生物多様性の確保に寄与するとともに、市民が水辺環境とふれあえる水田等の再生について、民営市民農園やその他の手法により検討し、豊かな自然環境の活用を推進する。

●目標

- ・再生、活用手法の検討

○担当部署：経済部・環境政策部

項目（大柱）：【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）

4 みどりの安全性を高める

市民が安全で安心して快適に暮らせるよう、みどりの安全性を高めるための施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《22》 極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討

重点施策

○拡充事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

○関連する基本方針と施策展開の方向：1（2）、2（4）、3（5）、6（11）

●方針等

樹林地の安全性を最優先とし、生物多様性の確保や景観面に配慮した保全や管理のあり方を検討していく。その一つの手法として、豪雨対策及び生物多様性の確保に貢献することを目的とした「樹林地管理モデル事業」を実施し、荒廃が進む樹林地の良好な維持管理手法を検討するとともに、その後のモデル地区以外への拡大などについて検討していく。

●目標

- ・樹林地管理モデル事業の実施
- ・樹林地管理のあり方検討

○担当部署：環境政策部

《23》 公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施

○新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市

○関連する基本方針と施策展開の方向：2（4）

●方針等

公共施設における樹木の倒木による危険を回避するため、都市公園等において調査を行い、必要に応じて、対策を実施する。

●目標

- ・検討及び実施

○担当部署：全庁

項目（大柱）：【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）

5 市街地のみどりを守る

人々の暮らしの身近に存在する斜面緑地や樹林地、谷戸地域のみどりや景観的に重要なみどりを守り、再生するための施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《24》市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》

重点施策 ○継続事業 ○実施主体：市、市民等

○関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1)、3 (5) (6)、4 (7)、6 (11) (12)、7 (13)

■市街化区域内樹林地保全支援制度

市街化区域内樹林地保全支援制度とは、「みどりの基本条例」に規定する制度で、市街化区域内の500㎡以上の良好な樹林地の土地所有者と保全契約を締結し、保全支援金を交付することにより、みどりを保全する制度。

本市の指定実績：130カ所、36.8ha

●方針等

斜面緑地を土地所有者に持ち続けていただきながら守るため、「市街化区域内樹林地保全支援制度」を適切に運用するとともに、保全対象面積を維持していく。

●目標

- ・適切な運用
- ・保全対象面積の維持

○担当部署：環境政策部



市街化区域内樹林地保全支援制度地区

《25》みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》

重点施策

○継続事業 ○実施主体：市、市民等

○関連する基本方針と施策展開の方向：3（5）、4（7）、6（11）（12）、7（13）（14）

■みどりの寄附制度

みどりの寄附制度とは、「みどりの基本条例」に規定する制度で、特に良好なみどりの保全を行うため、公共施設として良好に維持管理が可能と認められる場合に限り、行政財産として用地を寄附により取得して、将来に「みどり」を残していくことを目的とした制度。

●方針等

「樹林地等の寄付に関する要綱」に基づき適切な審査を行うとともに、安全にみどりとふれあえる樹林地や山頂または尾根線などの山容を残した良質な樹林地等を主体に積極的な制度運用を行い、良好な樹林地の保全を図る。

●目標

・制度運用の継続

○担当部署：環境政策部

《26》民有樹林地の保全手法の検討

重点施策

○新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市、市民等

○関連する基本方針と施策展開の方向：1（1）、2（4）、3（5）（6）、4（7）、6（11）（12）、7（13）

■民有樹林地の保全手法

民有樹林地の保全手法とは、樹林地面積が狭小である場合や管理放棄等の理由により「みどりの基本条例」に規定した「樹林地等の寄付に関する制度」（みどりの寄付制度）等で取り扱うことが困難な事例に対応するための新たな保全手法。

●方針等

市街化区域内の斜面緑地を将来にわたって持ち続けていただきながら保全していくための手法を検討していく。あわせて、民有地における法面工事の際の緑化啓発の手法を検討していく。

●目標

・手法の検討

・法面緑化の啓発手法の検討

○担当部署：土木部・環境政策部

《27》 景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討

- 拡充事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
○関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)、4 (7)、6 (11)

■景観重要樹木

景観重要樹木とは、景観法及び「景観計画（市）」に基づき、景観上重要な樹木として指定されるもので、由緒・由来があり美観上優れている、もしくは市民に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木。

本市の指定実績：26カ所、182本

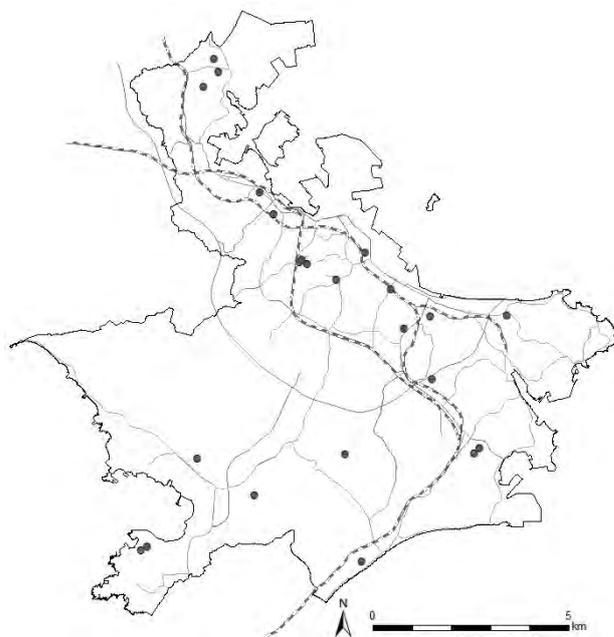
●方針等

景観的視点から重要な樹木を「景観重要樹木」に指定するとともに、既指定樹木の育成に配慮した維持管理（育成管理）手法を検討していく。

●目標

- ・継続、新規指定
- ・育成管理手法の検討

- 担当部署：都市部・教育委員会・環境政策部



景観重要樹木の指定

景観重要樹木指定一覧

場所名	樹種	本数
逸見小学校地内	クスノキ	4
北下浦小学校地内	ケヤキ	1
武山中学校地内	クスノキ	1
長井中学校地内	フェニックス	1
夏島小学校地内	イチヨウ	14
桜小学校地内	サンゴジュ	3
鶴久保小学校地内	イチヨウ	18
根岸小学校地内	ハナモモ	1
久里浜小学校地内	イチヨウ	11
長浦小学校地内	サクラ	15
山崎小学校地内	サクラ	27
明浜小学校地内	サクラ	28
追浜中学校地内	サクラ	12
荻野小学校地内	サクラ	15
浦郷小学校地内	イチヨウ	1
田戸小学校地内	イチヨウ	1
山崎小学校地内	イチヨウ	9
坂本中学校地内	イチヨウ	1
坂本公園地内	イチヨウ	1
大津小学校地内	モチノキ	1
馬堀小学校地内	アオギリ	1
大塚台小学校地内	ヒメシヤラ	1
長井小学校地内	ケヤキ	1
坂本中学校地内	カンヒザクラ	1
養護学校地内	クスノキ	1
坂本公園地内	ヤエザクラ	12
26カ所	—	182本

《28》 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討

- 継続事業 ○取組期間：長期 ○実施主体：市、市民等
○関連する基本方針と施策展開の方向：2 (4)、3 (6)、4 (7)、6 (11)、7 (13)

●方針等

谷戸地域住環境対策事業の中で、谷戸のみどり復元助成などを実施し、谷戸地域のみどりの再生をモデル的に実施する。また、今後の方針について検討するとともに、土地利用の動向を踏まえながら、長期的展望としてモデル地区以外の谷戸地域のみどりの再生について検討していく。

●目標

- ・モデル事業の実施
- ・（長期的視点）谷戸地域のみどりの再生の検討

- 担当部署：都市部・環境政策部

項目（大柱）：【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）

6 農地のみどりを守る

農地や田畑のみどりを守るための施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《29》農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続

- 継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：6（12）、7（13）

■農業振興地域内農用地（市指定）

農業振興地域内農用地とは、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき本市が指定した区域で、将来にわたり農業に供することを目的とされる農地で、原則的に他の用途への転用はできない。

本市の指定実績：332.2ha

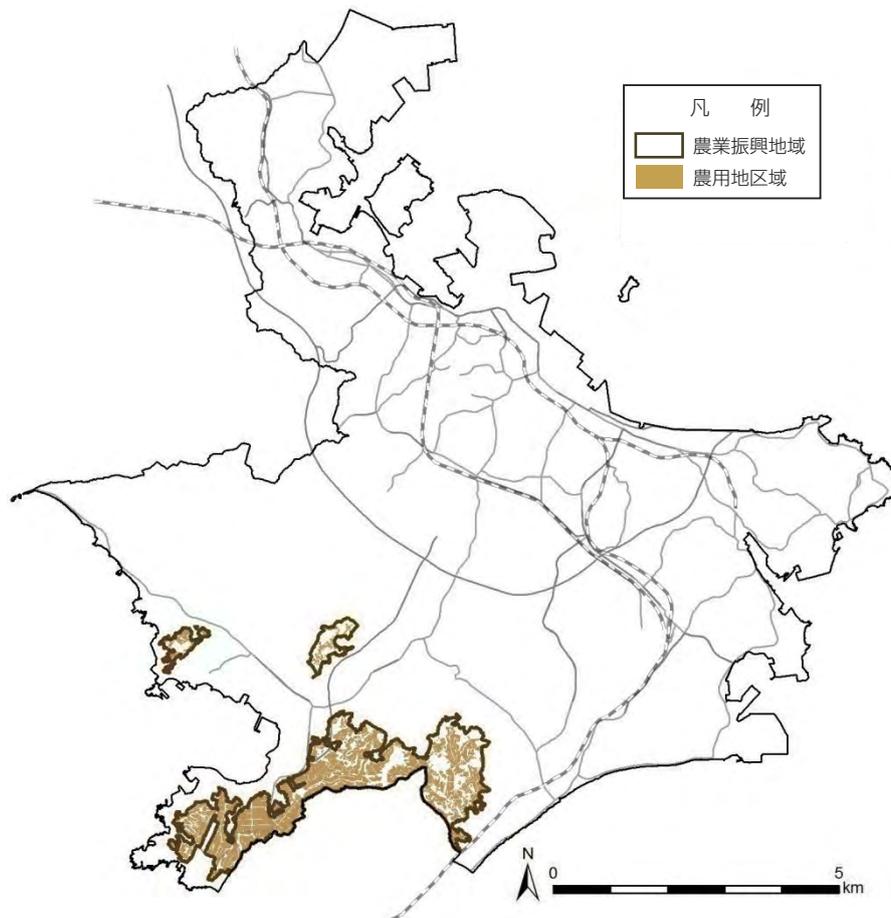
●方針等

農業振興地域整備計画に基づく農業振興により、「農業振興地域内農用地」の保全を図る。

●目標

・現状維持：332.2ha

- 担当部署：経済部



農業振興地域内農用地区域の現況

《30》生産緑地のみどりの維持の継続

- 継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：4 (7) (8)、7 (13)

■生産緑地

生産緑地とは、市街化区域内にある農地のみどりを活かし、計画的、永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、都市環境を形成することを目的として「生産緑地法」に基づき、都市計画に定める地域地区の一つ。

指定要件：生産活動が営まれていて、公園等公共の場として適していること。面積が500㎡以上であること。当該農地の所有者その他の権利関係者全員が同意していること。

規制行為：原則として、農地以外としての転用・転売はできない

優遇措置：固定資産税、相続税等の優遇

買取り：地区指定後30年経過等の理由で買取りの申し出があった場合

本市の指定実績：170カ所 25.3ha

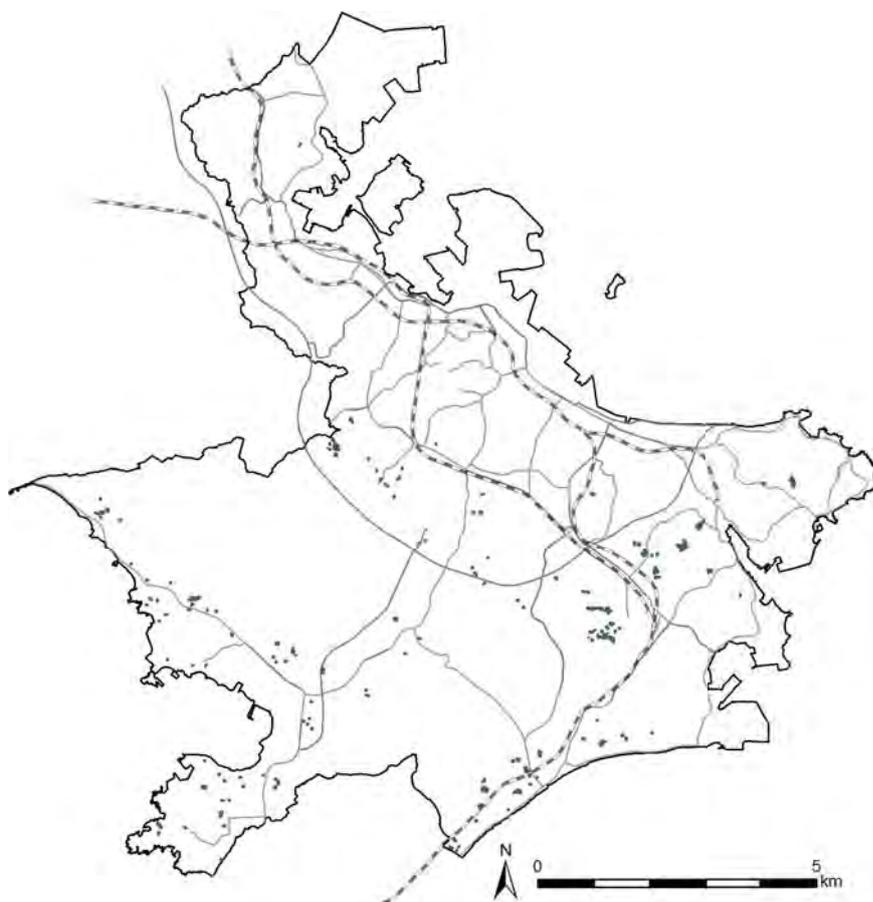
●方針等

生産緑地を良好な状態に保つとともに、指定期間の終了時には指定の継続を働きかけ、同地区の維持を図る。

●目標

・現状維持：170カ所、25.3ha

○担当部署：経済部・環境政策部



生産緑地の現況

項目（大柱）：【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）

1 身近にふれあえるみどりの充実

身近でふれあえるみどりをつくり、再生するための施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《31》都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討

重点施策

- 拡充事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3（5）（6）、4（7）（8）、5（9）、6（11）（12）、7（13）

■都市公園の配置・機能の適正化

都市公園の配置・機能の適正化とは、人口減少と少子高齢化の進行等に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや、健康長寿社会の実現など、豊かな生活環境の整備を推進するため、都市公園の利用実態や周辺地域のニーズ等を踏まえた、新たな都市公園の利活用と都市の集約化に対応した、都市公園の魅力向上や維持管理の効率化を進めるための取り組み。

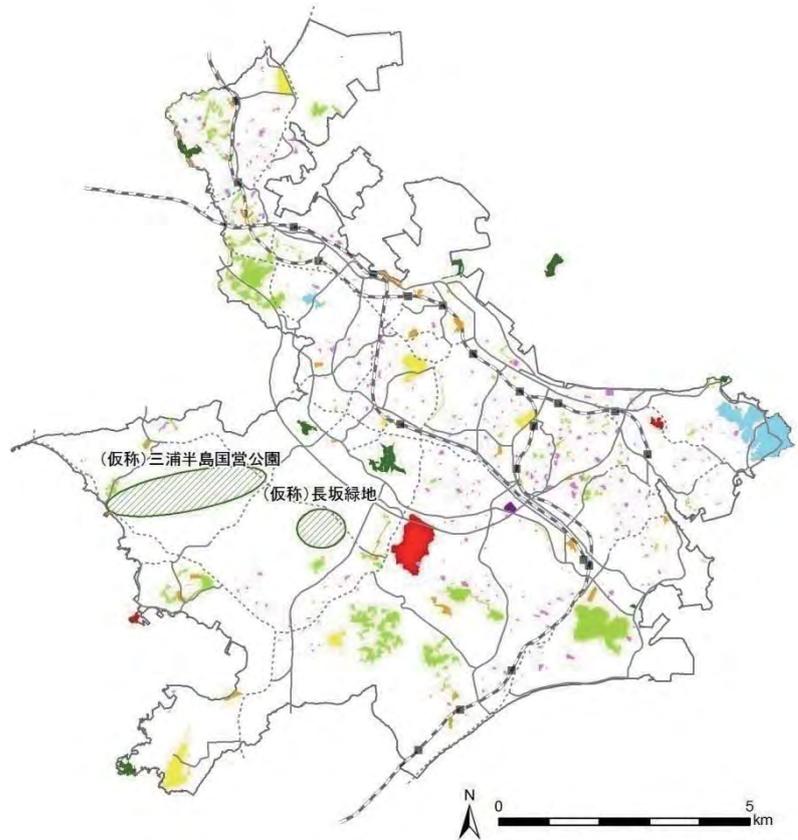
●方針等

都市公園の適正配置のあり方を検討するとともに、既存公園の機能の見直しについて検討していく。また、必要に応じて、様々な手法による都市公園の整備を検討していく。

●目標

- ・現状維持：520カ所、511ha
- ・都市公園の配置適正化に関する検討（あり方検討・施設再配置）
- ・既存公園の機能の見直しの検討（公園のリニューアル）
- ・様々な手法による公園等の整備の検討

○担当部署：環境政策部



都市公園の現況等

《32》(仮称)長坂緑地の活用手法の検討

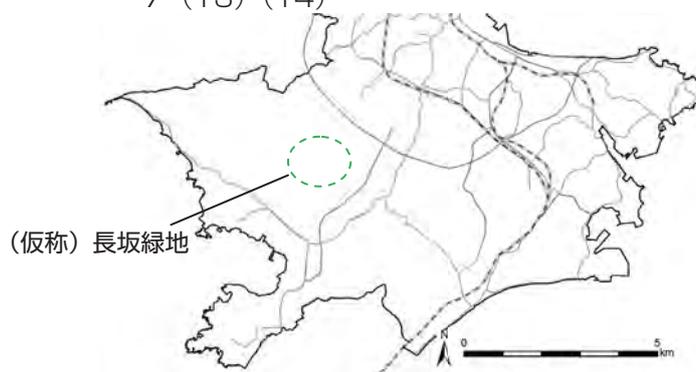
- 重点施策** ○新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市
○関連する基本方針と施策展開の方向：3 (5)、4 (8)、5 (9)、6 (12)、
7 (13) (14)

●方針等

貴重な自然環境を有する、(仮称)長坂緑地をどのように活用していくかの手法を検討していく。

●目標

- ・活用手法の検討
- 担当部署：環境政策部



(仮称)長坂緑地

《33》都市公園等の安全・安心対策の推進

- 重点施策** ○拡充事業 ○実施主体：市
○関連する基本方針と施策展開の方向：2 (3) (4)、4 (7)、6 (12)

●方針等

誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを推進する。また、防災拠点となる都市公園等の機能を充実させる。

●目標

- ・バリアフリー化対策の推進
 - ・公園施設長寿命化対策の推進及び長寿命化計画の見直し
 - ・防災機能の充実
 - ・公園、緑地の斜面の実態を踏まえた保全手法の検討
- 担当部署：環境政策部

《34》個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進

- 重点施策** ○拡充事業 ○実施主体：市
○関連する基本方針と施策展開の方向：4 (7) (8)、5 (9)

●方針等

個性と魅力にあふれた拠点の充実を目指し、拠点となる公園の計画的な整備・リニューアルを推進する。また、健康増進や身近にみどりに親しむ場と機会を提供するため、多様な機能を有する都市公園の充実と利活用の促進を図る。

●目標

- ・個性と魅力ある公園づくりと活用の推進
 - ・拠点となる都市公園等の充実
- 担当部署：環境政策部

《35》みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進

- 拡充事業 ○実施主体：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3（5）、4（7）（8）、5（9）

●方針等

自然環境を有する公園や生物多様性の確保に寄与する都市公園等、様々なみどりの機能を活かした都市公園等の充実と適切な維持管理を行う。

●目標

- ・都市公園等の充実
- ・都市公園等の適切な維持管理の推進

- 担当部署：環境政策部

《36》都市公園等に関する積極的な情報発信の推進

- 新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：5（10）

●方針等

都市公園等に関する利活用の促進のため、施設情報やイベント情報を積極的かつ効果的に発信する。

●目標

- ・都市公園等の情報発信の推進

- 担当部署：環境政策部

《37》歴史的資産と一体となったみどりの積極的な活用の推進

重点施策

- 拡充事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：5（9）、6（12）

●方針等

国指定の史跡となった猿島や千代ヶ崎砲台跡などの歴史的資産の活用を検討するとともに、それらと一体となったみどりを充実させる。

●目標

- ・歴史的資産を活かしたみどりの充実

- 担当部署：教育委員会・環境政策部

《38》横須賀エコツアーの推進

重点施策

- 新規事業 ○実施主体：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向1 (2)、5 (10)

■エコツアー

エコツアーとは、市内の「山、川、海辺」などを巡り、身近に自然とふれあうとともに、自然の豊かさと大切さを学ぶツアーで、「猿島」「観音崎」「大楠・西海岸」の3つのフィールドで実施し、市内外から多くの方が参加されている。

●方針等

本市の魅力ある自然観光資源を守りながら身近にふれあうことができる「エコツアー」を推進する。

●目標

- ・エコツアーの実施
- ・新たな実施地区の検討：走水低砲台跡、荒崎周辺

○担当部署：環境政策部



エコツアーの実施場所

項目（大柱）：【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）

2 公共施設のみどりをつくる

都市公園以外の様々な公共施設のみどりをつくり、再生していく施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《39》【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進

- 継続事業 ○実施主体：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3（5）（6）、（9）

■港湾緑地

港湾緑地とは、臨港地区や港湾区域等、港湾施設としての公園・緑地のこと。

整備実績：8カ所 10.8ha

●方針等

横須賀港港湾計画や港湾環境計画等に基づき、港湾緑地などの港湾施設整備や活用を推進するとともに、施設の整備・改修の際は、その施設の目的を優先しつつ、可能な場合は、自然環境にも配慮した施設づくりを進める。

●目標

- ・新規整備 3カ所：
（仮称）西浦賀みなと緑地0.7ha、（仮称）長浦西緑地0.1ha、（仮称）追浜地区海浜（干潟）
- ・適切な維持管理
- ・整備、改修時における自然環境への配慮の検討

○担当部署：港湾部

《40》【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進

- 継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：国、県
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3（5）（6）、4（7）、6（11）

●方針等

道路整備時の街路樹等による植栽や、既存街路樹等の適切な維持管理に努めるとともに、枯死等により撤去される際は補植を検討していく。また、ポケットパークなどのオープンスペースの確保に努める。

●目標

- ・街路樹の現状維持（補植の実施）：道路緑化（街路樹）の実績15,888本
- ・道路植栽の適切な維持管理

○担当部署：土木部

《41》【河川】河川環境の整備の推進

- 継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：県
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3（5）（6）

●方針等

生物多様性の確保に配慮した河川の維持管理を行うとともに、河川施設の改修等の際は、流域全体を視野において、生物の生息・生育・繁殖ならびに生態系の保全に配慮した河川となるような整備を推進する。

●目標

- ・適切な維持管理
- ・整備、改修時における生物多様性への配慮の検討

○担当部署：土木部

《42》 公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用

重点施策

- 拡充事業 ○実施主体：市 ○関連者：国、県
- 関連する基本方針と施策展開の方向：2 (3)、3 (5) (6)、4 (7) (8)、6 (11)

■公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン

公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン（公共施設の緑化等ガイドライン）とは、公共がみどりに対する先導的な役割を果たすため、適切に「みどり」を増やし、育成に配慮しながら維持していくことを目的とした指針で、公共施設の緑化目標や「みどり」の管理の考え方を示している。

●方針等

「公共施設の緑化等ガイドライン」を適切に運用し、公共施設における積極的な緑化や適切な育成管理を行う。また、必要に応じて、ガイドラインの見直しを行う。

●目標

- ・適切な運用

- 担当部署：全庁

項目（大柱）：【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）

3 民有地のみどりをつくる

みどり豊かな市街地をつくるため、民有地のみどりを創出していく施策を展開します。

推進施策（小柱）

《43》 土地利用調整関連条例（市）の適切な運用（緑化）

- 継続事業 ○実施主体：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：4 (7)、6 (11)

■土地利用調整関連条例（市）【再掲】

土地利用調整関連条例（市）とは、「土地利用基本条例（市）」に基づく条例体系で、本市における土地利用上の課題に対応するために整備されたもの。土地利用に際する緑地保全・敷地内緑化においては、「適正な土地利用の調整に関する条例（市）」等に規定する基準に基づき調整が行われる。

●方針等

「適正な土地利用の調整に関する条例」（市）に基づき、土地利用時における計画敷地内の目に見える場所への緑化など景観に配慮した緑化やみどりと調和した土地利用となるよう調整を図る。

●目標

- ・適切な指導の継続

- 担当部署：環境政策部

《44》民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》

重点施策

- 継続事業 ○実施主体：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：4（7）、6（11）、7（13）

■民有地緑化支援制度

民有地緑化支援制度とは、「みどりの基本条例」に規定する制度のことで、民有地（住宅、事業所等）における道路面緑化、駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化及び緑化施設整備計画認定制度において認定された緑化施設に対し、補助金を交付する。

■緑化施設整備計画認定制度

緑化施設整備計画認定制度とは、「都市緑地法」第60条に基づき、限られたスペースを効率的に活用した民間による自発的な緑化の取り組みを推進する制度のこと。建築物の屋上や、空地等、敷地内を緑化する計画を市町村長が認定し支援する。なお、「みどりの基本条例」に規定している。

対象地区：緑化地域及び緑化重点地区

認定基準：緑化重点地区500㎡以上
緑化地域300㎡以上

優遇措置：本市独自の優遇措置として、民有地緑化支援制度の適用を受けた場合、緑化施設の整備に要する費用の3%以内（上限50万円）を支援する

●方針等

「民有地緑化支援制度」を運用し、民有地内の目に見える場所への緑化に対し支援を行う。また、緑化施設整備計画認定制度における認定緑化施設に係る固定資産税の特例措置の廃止を受け、本市独自の制度として、民有地緑化支援事業との連携を図り、事業者に対して支援を行う。

●目標

- ・制度運用の継続

- 担当部署：環境政策部

《45》記念植樹の促進に向けた検討

- 新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市、市民等

- 関連する基本方針と施策展開の方向：1（1）（2）、4（7）

●方針等

各種記念事業において、記念植樹の実施を検討するとともに、各家庭、事業所、公共施設等における記念植樹の促進に関して検討していく。

●目標

- ・記念事業における植樹の実施に向けた検討
- ・民有地における記念植樹の促進に向けた検討

- 担当部署：全庁

項目（大柱）：【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）

4 様々な法令や制度に基づき、みどりをつくる

様々な法令や制度を活用し、市街地の緑化の推進を図るための施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《46》「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進

○継続事業 ○実施主体：市、市民等

○関連する基本方針と施策展開の方向：3（6）、4（7）、6（11）、7（13）

■緑化重点地区

緑化重点地区とは、「都市緑地法」第4条第2項に基づき、緑化地域以外の区域で「みどりの基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のこと。緑化重点地区では、緑化の方向性や緑化手法等に基づき重点的に緑化を推進していく。

■緑被率調査

平成22年に実施した緑被率調査では、本市の緑被率は53.8%（市街化区域36.5%、市街化調整区域85.7%）となっている。前計画において市街化区域を緑化重点地区として位置付け、様々な緑化施策を推進してきたが、都市化が進展しており、さらに緑被率が減少していることが想定されることから、定期的に緑被率調査を行い、緑化を重点的に推進すべき地区を把握する必要がある。平成27年度に実施した調査結果は、平成28年4月以降に公表予定。

●方針等

本市における「緑化重点地区」を市街化区域全域とする。

※本市の市街地は斜面緑地以外にみどりが少なく、積極的に緑化を推進する必要がある。そこで、市街化区域を「緑化重点地区」と定め、市民・NPO・事業者・行政が連携しながら、それぞれが主体的に緑化を進めていく。

なお、継続して緑被率調査を行い、緑被の変化を把握し、重点的に緑化推進の必要があると判断した際には、本計画を見直し、それら地域を新たに緑化重点地区とする。

（緑化重点地区における緑化の方針）

①市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは協働による積極的な緑化を推進する。

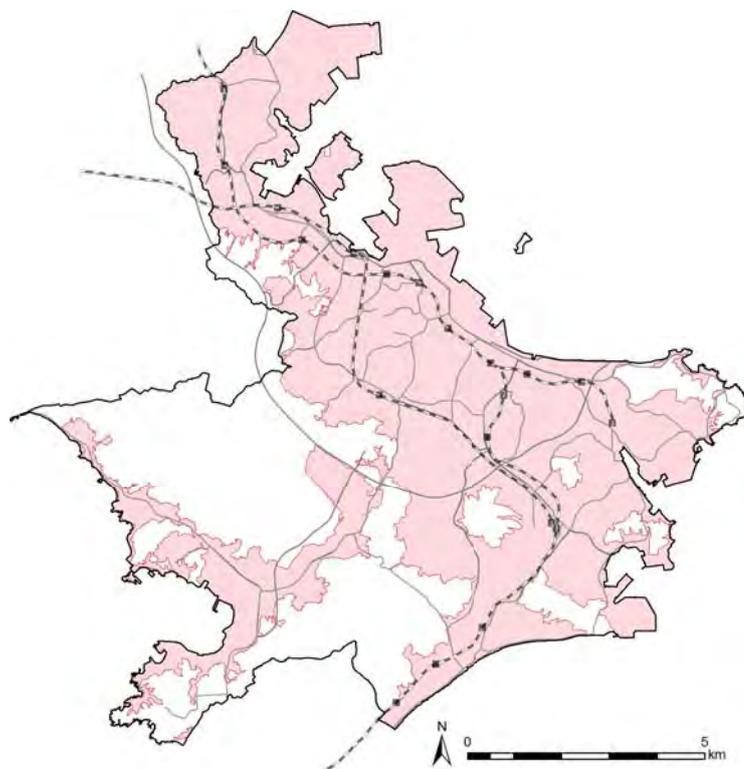
②市民・事業者は、敷地内の緑化に努める。

③市は、市民・事業者の緑化を支援し、かつ、公共施設の緑化を推進する。

●目標

・方針に基づく緑化推進

○担当部署：全庁



緑化重点地区の対象地（＝市街化区域）

《47》 緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》

- 継続事業 ○実施主体：市民等 ○関連者：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)、3 (5)、4 (7)、6 (11)、7 (13)

■緑地協定

緑地協定とは、「みどりの基本条例」に規定する制度で、「都市緑地法」第45条に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力により、街を良好な環境にすることができる。

認可実績：23地区（97.4ha）

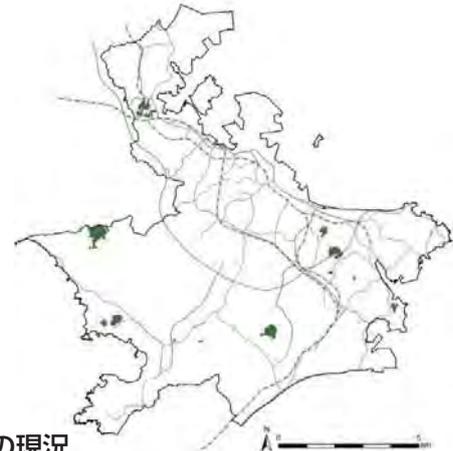
●方針等

土地利用時には、地区計画の導入とともに「緑地協定」の認可に向けた指導等を行い、土地利用における適切な緑化に向けた助言等を行う。また、既協定区域の住民参加を促し、協定の効果を確認しつつ、今後のあり方を検討していく。

●目標

- ・新規認可に向けた指導の継続
- ・既協定区域の継続：23区域、97.4ha

- 担当部署：環境政策部



緑地協定の現況

《48》 都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討《みどりの基本条例関連》

重点施策

- 拡充事業 ○取組期間：長期 ○実施主体：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3 (5)、4 (7)、6 (11)、7 (13)

主な未運用制度

■緑化地域

緑化地域とは、「都市緑地法」に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している市街地等において、建築物の敷地内において緑化を推進することを目的とする都市計画の地域地区として定め、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。これにより、効果的にみどりを創出することができる。

指定要件：用途地域が指定されている区域内で、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。対象の敷地規模は1,000㎡以上であるが、市町村が条例に定めることにより300㎡以上まで下げることができる。

■地区計画等緑化率条例

地区計画等緑化率条例とは、「都市緑地法」に基づき、地区レベルの良好な都市環境の形成を図るため、緑化推進の観点から条例に定めることで、地区計画等で定められた緑化率について建築行為における緑化率規制として行う制度。対象敷地規模面積の規定はない。

規制等：緑化率規制、違反是正のための命令等を条例に定めることができる。

●方針等

「都市緑地法」に規定された緑化推進に関する制度の内、横須賀市において未運用の制度について導入の必要性を検討していく。

●目標

- ・制度に関する情報収集
- ・制度導入の必要性の検討

- 担当部署：全庁

項目（大柱）：【Ⅲ】 みんなでみどりを保全・創出するための推進施策

施策展開項目（中柱）

1 みどりを次世代に引き継いでいく

「みどりはみんなのもので、みんなで働きかけて、次世代へ引き継いでいく」という意識の共有化を図るための施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《49》 継承の森における活動の推進

重点施策

- 新規事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)、2 (4)、3 (5)、5 (10)、6 (12)、7 (13)

■継承の森とは

継承の森とは、「横須賀市継承の森設置要綱」に基づき、「みどり」の大切さを認識し、市と市民が共に「みどり」や「自然」を守り、育て、大切にすることを将来に継承していく活動実践の場として、「田浦梅の里」「衣笠山公園」「光の丘水辺公園」の一部に設置したもの。

対象地の選定は、「保全活動や活用が行える場所」などの様々な視点で検討を行い、当該都市公園内エリアとした。（追加設置予定無し）

今後は、自然とふれあうことのできるイベントや、保全に関する活動などのモデル的な事業を実施していく。

●方針等

みどりや自然を守り、育て、活かす活動や、大切にすることを醸成し、それらの「活動」や「意識」を将来に向けて引き継いでいくための活動を推進する。

●目標

- ・継承の森におけるイベントの実施

○担当部署：環境政策部

《50》 みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施

重点施策

- 継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)

●方針等

自然環境やみどりの保全のための「みどりの基金」の適切な活用と持続可能な運用に向け、財源確保のための手法を検討していく。

●目標

- ・基金残高の確保（参考）平成26年度末残高：2.1億円
- ・新たな財源確保に向けた検討

○担当部署：環境政策部

《51》 みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進

- 新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)

●方針等

官民間問わず、みどりに関する専門的な知識や技術を有する人材を活用するとともに、後継者の育成について検討していく。

●目標

- ・里山に関する講習会の実施
- ・人材活用や人づくり手法の検討
- ・市職員の技術を向上させるための研修等の実施

- 担当部署：全庁

《52》 自然に関する環境教育・環境学習の実施

- 継続事業 ○実施主体：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)、3 (5)

■自然に関する環境教育・環境学習

自然に関する環境教育・環境学習とは、将来を担う子どもたちや、市民等の自然環境に対する理解を深め、自然環境に対する意識を高めるための教育・学習を実施すること。併せて、自然環境に関する指導者やガイドに携わる方々の人づくりも行う。

●方針等

自然に関する環境教育・環境学習を実施し、併せて人材育成を推進していく。

●目標

- ・人材育成の推進

- 担当部署：教育委員会・環境政策部

《53》 みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進

重点施策

- 拡充事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)、5 (10)

■みどりを守り・つくり・育てるための啓発

みどりを守り・つくり・育てるための啓発とは、「みどりはみんなのもの」という意識を醸成し、みんなでみどりを守り、つくり、再生し、育てながら活かすことの大切さを共有化していくことなど。

●方針等

あらゆる場におけるみどりに関する情報や、みどりの大切さに関する情報を発信し啓発活動を実施していく。

●目標

- ・周知啓発の実施

- 担当部署：環境政策部

《54》みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討

- 新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市 ○関連者：市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)

●方針等

みどりの愛護団体や自然環境の保全に貢献した方々を顕彰する制度について検討していく。

●目標

- ・制度の検討

- 担当部署：環境政策部

項目（大柱）：【Ⅲ】みんなでみどりを保全・創出するための推進施策

施策展開項目（中柱）

2 様々な主体との連携

様々な主体との連携により、みどりを守り、つくり、再生し、育てながら活かす施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《55》県及び近隣自治体との広域的な連携の推進

重点施策

- 新規事業 ○実施主体：市 ○関連者：県、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3 (6)、7 (13) (14)

●方針等

みどりのネットワークの形成に貢献するため、県及び近隣市町等と生物多様性の確保やみどりに関する情報等を共有し、連携を図る。

●目標

- ・他自治体との連携の実施
- ・三浦半島の自然環境の保全・活用に関する連携会議の実施
- ・多摩三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加

- 担当部署：環境政策部

《56》産・学・官の連携によるプログラムの検討

- 新規事業 ○取組期間：短中期 ○実施主体：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)

●方針等

企業や学校等と連携して、みどりや自然に関する新たなプログラム及び調査の実施に向け検討していく。

●目標

- ・企業や学校等との連携に関する検討

- 担当部署：環境政策部

項目（大柱）：【Ⅲ】 みんなでみどりを保全・創出するための推進施策

施策展開項目（中柱）

3 みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす

市民、NPO、事業者、行政が役割分担あるいは連携してみどりを積極的に守り、つくり、再生し、育てながら活かすための施策を展開していきます。

推進施策（小柱）

《57》みどりの積極的な活用の推進

- 継続事業 ○実施主体：市、市民等
- 関連する基本方針と施策展開の方向：3（6）、5（9）

■みどりの積極的な活用

みどりの積極的な活用とは、公園やオープンスペース等のみどりを人々の交流促進や健康増進、レクリエーション、憩いの場、市内外から多くの人を訪れる観光・交流の場として活かしていけるような施設づくりや維持・管理を進め、併せてプロムナードや散歩道の充実及び歩行者・自転車の移動の利便性向上を図ること。

●方針等

交流の拠点となる公園だけではなく、様々なみどりを積極的に活用するため、各施設の整備や維持・管理に努め、海や丘陵や街なかに点在するそれぞれのみどりを巡ることができるような回遊性の向上についても検討していく。

●目標

・様々なみどりの積極的な活用

- 担当部署：全庁

《58》市民による花いっぱい運動の実施

- 継続事業 ○実施主体：市民等 ○関連者：市
- 関連する基本方針と施策展開の方向：1（1）（2）、4（7）、6（11）

■市民による花いっぱい運動

市民による花いっぱい運動とは、市内を花でいっぱいにして魅力あるまちとするために、市民が主体となって花の育成・植え付け等を行う運動のこと。

●方針等

ボランティアによる「花いっぱい運動」による活動を推進するとともに、花づくり講習会等を実施する。

●目標

・協働による緑化の推進

- 担当部署：環境政策部

《59》自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進

- 重点施策** ○新規事業 ○実施主体：市民等 ○関連者：市
○関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)

●方針等

活動団体間の意見・情報交換を行う場を設けるとともに、団体間の活動報告の場を通じ、団体間や活動の連携を図る。さらに、多くの市民が自然環境に関する活動に興味を持ち、活動参加者が増えるよう、活動内容等の情報発信を行う。

●目標

- ・自然環境活動団体交流会の開催
- ・団体活動に関する情報発信

- 担当部署：環境政策部

《60》市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進

- 継続事業 ○実施主体：市、市民等
○関連する基本方針と施策展開の方向：1 (1) (2)

●方針等

各主体がみどりの保全・創出に向けた積極的な取り組みを推進させることと併せ、協働・連携を図る。さらに、その活動資金の確保や手法を検討し、可能なものから実施していく。特に公園などの維持・管理においては、市民や各種団体への委託や行政との協働による取り組みを推進し、事業者などの民間活力の導入を図る。さらに事業者の社会貢献による緑地保全・緑化活動推進のための情報収集を行い推進していく。

●目標

- ・協働による緑化の推進

- 担当部署：土木部・環境政策部

(2) 推進施策の達成目標

NO	推進施策 (小柱)	目標
1	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	・現状維持：2地区 1,012.0ha（特別地区244ha） ・土地利用規制及び制限の実施 ・パトロールの実施
2	湘南国際村めぐりの森のみどりの再生に向けた連携	・調整、連携の継続
3	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全	・調整、連携の実施
4	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	・誘致活動の継続 ・連携の継続 ・(長期的視点)国営公園の誘致
5	自然保護奨励金制度による支援の継続	・連携の継続
6	緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討	・必要に応じ、制度の導入に向けた検討
7	保安林制度の適切な運用による保全の継続	・現状維持：52.8ha ・必要に応じ、新規指定に向けた県との連携
8	自然環境保全地域の土地利用制限の継続	・現状維持：1地区 4.9ha
9	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	・現状維持：5地区、1,355.7ha ・土地利用制限の継続 ・パトロールの実施 ・必要に応じ、新規指定等の検討
10	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全)	・適切な指導の継続
11	市民緑地制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	・必要に応じ、新規候補地の検討 ・既設置緑地の適切な維持管理の実施
12	保存樹木指定の検討	・保全手法の検討
13	生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討	・身近な自然の保全とふれあい推進事業の推進 ・保全、行動手法の検討
14	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	・保全契約の継続：3地区
15	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	・適切な運用
16	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	・指定地区の継続：6地区
17	水辺環境の保全と再生の推進	・ビオトープやため池の保全 ・ビオトープの整備、再生、維持管理におけるサポート体制の検討
18	里山的環境保全・活用の推進	・里山的環境保全・活用事業の推進
19	かがみ田谷戸の再生・活用の推進	・再生、活用事業の推進
20	外来生物対策の推進	・特定外来生物等の防除の推進 ・外来種の排除に向けた手法の検討 ・外来生物対策に関する情報発信
21	多様な生物が生まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討	・再生、活用手法の検討
22	極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討	・樹林地管理モデル事業の実施 ・樹林地管理のあり方検討
23	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	・検討及び実施
24	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	・適切な運用 ・保全対象面積の維持
25	みどりの寄付制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	・制度運用の継続
26	民有樹林地の保全手法の検討	・手法の検討 ・法面緑化の啓発手法の検討
27	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	・継続、新規指定 ・育成管理手法の検討
28	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	・モデル事業の実施 ・(長期的視点)谷戸地域のみどりの再生の検討
29	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	・現状維持：332.2ha
30	生産緑地のみどりの維持の継続	・現状維持：170カ所、25.3ha

NO	推進施策 (小柱)	目標
31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討	・現状維持：520カ所、511ha ・都市公園の配置適正化に関する検討 ・既存公園の機能の見直しの検討 ・様々な手法による公園等の整備の検討
32	(仮称)長坂緑地の活用手法の検討	・活用手法の検討
33	都市公園等の安全・安心対策の推進	・バリアフリー化対策の推進 ・公園施設長寿命化対策の推進及び長寿命化計画の見直し ・防災機能の充実 ・公園、緑地の斜面の実態を踏まえた保全手法の検討
34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な活用の促進	・個性と魅力ある公園づくりと活用の推進 ・拠点となる都市公園等の充実
35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進	・都市公園等の充実 ・都市公園等の適切な維持管理の推進
36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進	・都市公園等の情報発信の推進
37	歴史的資産と一体となったみどりの積極的な活用の推進	・歴史的資産を活かしたみどりの充実
38	横須賀エコツアアの推進	・エコツアーの実施 ・新たな実施地区の検討
39	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	・新規整備3カ所 ・適切な維持管理 ・整備、改修時における自然環境への配慮の検討
40	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	・街路樹の現状維持（補植の実施） ・道路植栽の適切な維持管理
41	【河川】河川環境の整備の推進	・適切な維持管理 ・整備、改修時における生物多様性への配慮の検討
42	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	・適切な運用
43	土地利用調整関連条例（市）の適切な運用（緑化）	・適切な指導の継続
44	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	・制度運用の継続
45	記念植樹の促進に向けた検討	・記念事業における植樹の実施に向けた検討 ・民有地における記念植樹の促進に向けた検討
46	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	・方針に基づく緑化推進
47	緑地協定制度の継続	・新規認可に向けた指導の継続 ・既協定区域の継続：23区域、97.4ha
48	都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討	・制度に関する情報収集 ・制度導入の必要性の検討
49	継承の森における活動の推進	・継承の森におけるイベントの実施
50	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	・基金残高の確保 ・新たな財源確保に向けた検討
51	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	・里山に関する講習会の実施 ・人材活用や人づくり手法の検討 ・市職員の技術を向上させるための研修等の実施
52	自然に関する環境教育・環境学習の実施	・人材育成の推進
53	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	・周知啓発の実施
54	みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討	・制度の検討
55	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	・他自治体との連携の実施 ・三浦半島の自然環境の保全・活用に関する連携会議の実施 ・多摩三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加
56	産・学・官の連携によるプログラムの検討	・企業や学校等との連携に関する検討
57	みどりの積極的な活用の推進	・様々なみどりの積極的な活用
58	市民による花いっぱい運動の実施	・協働による緑化の推進
59	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	・自然環境活動団体交流会の開催 ・団体活動に関する情報発信
60	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進	・協働による緑化の推進

4 重点施策

NO	推進施策 (小柱)	目的・概要など	掲載 ページ
1	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の規制や制限を行う。また、特別地区において、不許可処分となった土地所有者から申し出があった場合は、土地の買取りに向けた手続きを実施する。	P.86
3	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に定めた「大楠緑地」及び「子安緑地」の保全に向け、土地所有者の神奈川県と連携を図る。	P.87
11	市民緑地制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	長坂5丁目市民緑地の適切な維持管理を行う。また、必要に応じ、新たな候補地の検討を行う。	P.92
13	生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討	生物多様性の確保に向けた様々な自然環境の調査を行い、結果を基に活動手引きやマップの作成を行う。また、生物多様性保全手法の検討を行い、生物多様性の確保に向けた取り組みを行う。	P.93
18	里山的環境保全・活用の推進	生物多様性の確保や、人々が身近な自然にふれあえる場や機会となる里山的環境保全・活用事業を実施する。	P.96
19	かがみ田谷戸の再生・活用の推進	生物多様性の確保や、人々が身近な自然にふれあえる場や機会となる「かがみ田谷戸」の里山的環境の再生・活用を実施する。	P.96
20	外来生物対策の推進	アライグマ・タイワンリス・ハクビシンの排除を実施する。また、オオキンケイギクやトキワツユクサなどの外来種の排除をめざし、体制や手法などの必要な対策の検討を行い、可能なものから実施していく。	P.97
21	多様な生物が生まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討	生物多様性に寄与し、市民が水辺環境とふれあえる水田等の再生について検討を行う。	P.97
22	極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討	樹林地管理モデル事業を実施するとともに、新たな候補地区の検討を行い、必要に応じて樹林地管理を行う。	P.98
24	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	市街化区域内樹林地保全支援制度を適切に運用する。	P.99
25	みどりの寄付制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	みどりの寄付制度を適切に運用する。	P.100
26	民有樹林地の保全手法の検討	斜面緑地を将来にわたって持ち続けていただきながら保全していくための手法の検討を行う。	P.100
31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討	都市公園の適正配置のあり方及び既存公園の機能の見直しについて検討を行う。また、必要に応じて様々な手法による都市公園の整備の検討を行う。	P.104
32	(仮称)長坂緑地の活用手法の検討	(仮称)長坂緑地の活用手法の検討を行う。	P.105
33	都市公園等の安全・安心対策の推進	都市公園のバリアフリー化対策を推進するとともに、防災機能の充実を図る。	P.105
34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進	拠点となる都市公園等の充実や多様な機能を有する都市公園の充実と利活用の促進を図る。	P.105
37	歴史的資産と一体となったみどりの積極的な活用の推進	歴史的資産の活用を検討するとともに、それらと一体となったみどりの充実を図る。	P.106
38	横須賀エコツアーの推進	横須賀エコツアー推進事業を実施するとともに、新たな候補地区の検討を行う。	P.107
42	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」を適切に運用する。また、必要に応じて見直しを行う。	P.109
44	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	民有地緑化支援事業を実施する。	P.110
48	都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討	「都市緑地法」に規定された緑化推進に関する未運用の制度について、「先進都市」などへの聞き取りや関連会議等に出席し情報収集を行うとともに、制度導入の必要性の検討を行い、必要に応じて実施する。	P.112
49	継承の森における活動の推進	継承の森において、みどりを大切に活動と意識を将来に向けて引き継いでいくための取り組みを実施する。	P.113
50	みどりの基金の充実に新たな財源確保手法の検討・実施	みどりの基金の適切な運用と、新たな財源確保手法の検討を行う。	P.113
53	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	みどりに関する情報や、みどりの大切さに関する情報の発信を行い、啓発活動を実施する。	P.114
55	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	県及び近隣市町等との情報共有や連携を図る。	P.115
59	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	自然環境活動団体交流会を行うとともに、活動への参加者が増えるよう活動内容等の情報発信を行う。	P.117

事業スケジュール					
H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度以降
規制・制限の実施 (必要に応じ、買取り実施)					
連携の実施					
既設置緑地の適切な維持管理 (必要に応じ、新規候補地検討)					
調査実施	活動手引き・マップ作成	生物多様性保全手法の検討		保全手法の実施	
継続実施					(必要に応じ、追加調査実施)
継続実施					
継続実施					
必要な対策の検討					
水田等の再生の検討		水田等の再生の実施			
樹林地管理モデル事業の実施		樹林地管理の実施			
	新規候補地検討				
継続運用					
継続運用					
保全手法の検討		保全手法の実施			
各種検討 (必要に応じ、整備実施)					
活用手法の検討 (必要に応じ、整備実施)					
継続実施					
継続実施					
歴史的資産を活かしたみどりの充実の検討		歴史的資産の活用の実施			
継続実施 (必要に応じ、新規候補地検討)					
継続実施 (必要に応じ、見直し)					
継続実施					
情報収集・検討 (必要に応じ、制度実施)					
継続実施					
適切な運用・財源確保手法の検討 (可能なものから実施)					
継続実施					
継続実施					
継続実施					

5 推進施策の取り組みによるみどりのイメージ

本計画に位置づけた推進施策に取り組むことにより、本市の主なみどりの課題である「みどりの安全性の向上」「自然環境の保全・再生とふれあいの推進」「にぎわいや交流の促進」が図られ、基本理念やみどりの将来像の実現に近づいた本市におけるみどりの姿がイメージできます。

本項目では、それぞれの姿をイメージ図で表しました。

(1) みどりの安全性の向上

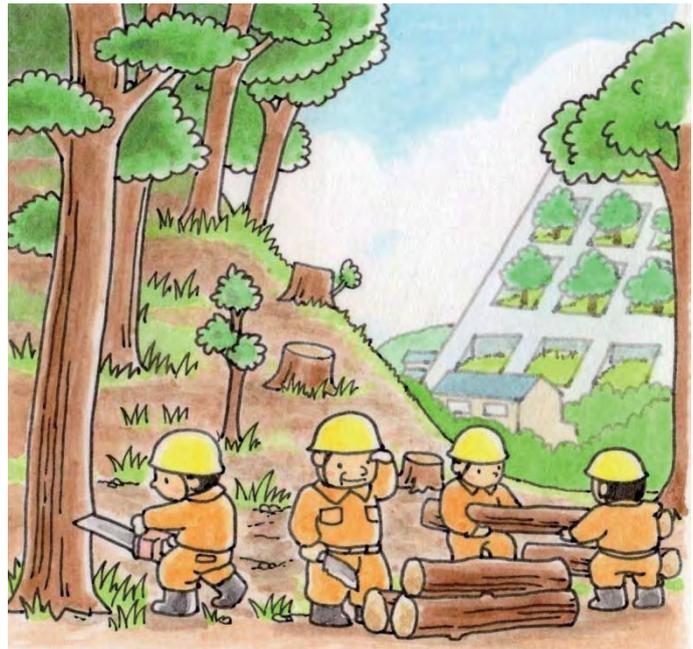
本イメージでは、市民が安全で安心して暮らせるよう、「樹林地の安全性の向上」「市街地におけるみどりの安全性の向上」が図られ、みどりの安全性が向上した状態を表しています。

① 樹林地の安全性の向上

荒廃の進んだ樹林地の適切な管理を行い、倒木や土砂災害等の発生の危険性を排除するとともに、急傾斜地区崩壊危険区域では、安全性の確保を優先とした防災工事を実施し、可能な場合には、斜面の一部の樹木を残す工法を用いた工事や緑化工事を行い、みどり豊かで安全なまちづくりを推進します。

【関連施策】

- 《No. 7》 保安林制度の適切な運用による保全の継続
- 《No.22》 極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討
- 《No.26》 民有樹林地の保全手法の検討



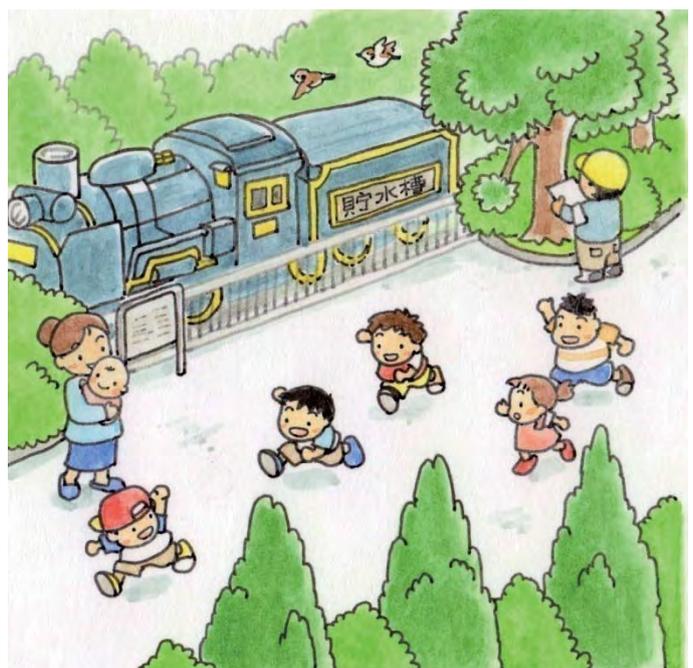
樹林地の適切な管理（間伐など）による安全性の向上と緑化に配慮した法面整備のイメージ

② 市街地におけるみどりの安全性の向上

公共施設におけるみどりの老朽化等に対応するとともに、景観面や防犯面にも配慮したみどりの育成管理を行い、みどり豊かで安全なまちづくりを推進します。

【関連施策】

- 《No.23》 公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施
- 《No.33》 都市公園等の安全・安心対策の推進
- 《No.42》 公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用



公共施設内の倒木危険度調査の実施と広域避難地等へのみどりの貢献のイメージ

(2) 自然環境の保全・再生とふれあいの推進

本イメージでは、人と自然が共生できるよう、「貴重な植物の保全」「自然環境にふれあえる場の確保」「生物多様性の確保と外来生物対策」が図られ、自然環境の保全や再生とふれあえる場が確保された状態を表しています。

① 貴重な植物の保全

三浦半島の豊かな自然環境や生態系を守ります。

【関連施策】

《No.14》 自然林保全制度の運用

《No.15》 「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用

《No.16》 指定文化財（天然記念物）の保全の継続

② 自然環境にふれあえる場の確保

多様な生物が生息・生育・繁殖する場を守り、再生するとともに、その自然環境にふれあえる機会の提供や環境教育等において活用し、自然の大切さを後世の人々に伝えます。

【関連施策】

《No.17》 水辺環境の保全と再生の推進

《No.18》 里山的環境保全・活用の推進

《No.19》 かがみ田谷戸の再生・活用の推進

《No.38》 横須賀エコツアーの推進

《No.41》 河川環境の整備の推進

《No.52》 自然に関する環境教育・環境学習の実施



多様な自然環境が保全・再生され
ふれあいの機会が提供されているイメージ

③ 生物多様性の確保と外来生物対策

自然環境の調査を行い、生物多様性の確保に向けた課題等の把握や場の再生に向けた検討を行うとともに、外来生物対策を行い、三浦半島の豊かな自然環境や生態系を守ります。

【関連施策】

《No.13》 生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討

《No.20》 外来生物対策の推進

《No.21》 多様な生物が生まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討



積極的な外来生物の防除と
様々な生物調査が実施されているイメージ

(3) にぎわいや交流の促進

本イメージでは、地域資源を活用し活気あふれるまちとなるよう、「ふれあえるみどりの充実」「みどりの活用と情報発信」が図られ、にぎわいや交流が促進されている状態を表しています。

① ふれあえるみどりの充実

都市公園の適正な配置を検討するとともに、自然環境の保全や良好な景観形成など多様な機能を有するみどりの充実を図り、みどり豊かで活気あふれるまちづくりを推進します。

【関連施策】

- 《No.31》 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討
- 《No.33》 都市公園等の安全・安心対策の推進
- 《No.35》 みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進
- 《No.39》 港湾緑地などの維持・整備の推進



みどりが充実し
様々な人々が活用しているイメージ

② みどりの活用と情報発信

みどりを活かした取り組みを実施し交流の促進を図るとともに、集客や定住を促進するため積極的な情報発信を行い、みどり豊かで活気あふれるまちづくりを推進します。

【関連施策】

- 《No.18》 里山的環境保全・活用の推進
- 《No.32》 (仮称)長坂緑地の活用手法の検討
- 《No.36》 都市公園等に関する積極的な情報発信の推進
- 《No.37》 歴史的資産と一体となったみどりの積極的な活用の推進
- 《No.38》 横須賀エコツアーの推進
- 《No.53》 みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進
- 《No.57》 みどりの積極的な活用の推進



みどりの情報発信とエコツアーなど
みどりが積極的に活用されているイメージ